



発行 新潟県

第 26 号

令和2年4月7日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 435 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 436 産業立地促進地域の指定（産業立地課）
- 437 農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（地域農政推進課）
- 438 地方卸売市場の認定（食品・流通課）
- 439 地方卸売市場の認定（食品・流通課）
- 440 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更（食品・流通課）
- 441 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更（食品・流通課）
- 442 漁船損害等補償法による付保義務発生の同意の認定（水産課）
- 443 保安林の指定解除予定（治山課）
- 444 土地改良区役員の就任届（農地計画課）
- 445 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 446 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 447 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 448 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 449 団体営土地改良事業の工事完了（農地整備課）
- 450 県営土地改良事業の工事完了（農村環境課）
- 451 国土調査の成果認証（農村環境課）
- 452 道路の区域変更（道路管理課）
- 453 道路の供用開始（道路管理課）
- 454 道路の区域変更（道路管理課）
- 455 道路の供用開始（道路管理課）
- 456 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）
- 457 公有水面埋立ての免許（港湾整備課）
- 458 新潟県立近代美術館観覧料の徴収事務の委託（文化行政課）

公 告

- 公募型プロポーザルの実施（高齢福祉保健課）
- 一般競争入札の実施（警察本部会計課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

正 誤

令和2年3月26日付け県報号外1条例第14号中（法務文書課）



◎新潟県告示第435号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、阿賀町の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和2年4月7日

新潟県知事 花角 英世

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令(平成5年政令第329号)第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
5月7日(木)	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	阿賀町役場多目的ホール	阿賀町全域
5月8日(金)		阿賀町役場鹿瀬支所車庫	
5月11日(月)		阿賀町役場上川支所農政車庫	
5月12日(火)		阿賀町役場三川支所車庫	
5月13日(水)			
5月14日から令和3年3月15日まで。 ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、12月30日、12月31日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所 特定計量器の所在の場所	上記の未受検者 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第436号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例(平成15年新潟県条例第23号)第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働部産業立地課において縦覧に供する。

令和2年4月7日

新潟県知事 花角 英世

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
農村地域工業等導入地区 (笈ヶ島地区)	燕市笈ヶ島字興野前の一部 燕市笈ヶ島字谷地の一部 燕市笈ヶ島字五郎右エ門田の一部 燕市笈ヶ島字本成寺森の一部 燕市笈ヶ島字三ツ石の一部 燕市熊森字八幡田の一部	令和2年3月24日

◎新潟県告示第437号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があった。

令和2年4月7日

新潟県知事 花角 英世

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
南魚沼市君婦994番2	田	380
南魚沼市君婦995番1	田	323
南魚沼市君婦1050番1	田	659
南魚沼市君婦1050番2	田	493
南魚沼市君婦1051番1	田	555
南魚沼市君婦1051番2	田	521
南魚沼市君婦1009番2	田	121
南魚沼市君婦1010番1	田	429
南魚沼市君婦1011番1	田	430

南魚沼市君帰1012番1	田	418
--------------	---	-----

- 2 申請に係る農地の利用の状況
現に耕作の目的に供されておらず、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる。
- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規程による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受を希望する者に当該農地を貸し付ける。

- 4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和2年7月	5年	107,640円

- 5 意見書の提出

この告示に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、知事に意見書を提出することができる。

- (1) 意見書の記載事項

- ア 意見書の提出者の氏名、及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

- (2) 提出期限

令和2年4月21日

- (3) 提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
新潟県農林水産部地域農政推進課

- (4) 提出方法

上記提出先への持参又は郵送

◎新潟県告示第438号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条1項の規定により、次のとおり地方卸売市場を認定した。

令和2年4月7日

新潟県知事 花角 英世

- 1 開設者の名称及び住所
十日町生鮮食品株式会社
新潟県十日町市高山3丁目745番地
- 2 地方卸売市場の名称
地方卸売市場十日町生鮮食品株式会社
- 3 地方卸売市場の位置及び取扱品目
新潟県十日町市高山3丁目745番地
青果物及びその加工品、水産物及びその加工品
- 4 認定年月日
令和2年3月27日
ただし、この認定の効力は、令和2年6月21日から生ずるものとする。

◎新潟県告示第439号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条1項の規定により、次のとおり地方卸売市場を認定した。

令和2年4月7日

新潟県知事 花角 英世

- 1 開設者の名称及び住所
柏印柏崎青果株式会社
新潟県柏崎市半田1丁目1番2号
- 2 地方卸売市場の名称

地方卸売市場柏印柏崎青果株式会社

- 3 地方卸売市場の位置及び取扱品目
新潟県柏崎市半田1丁目1番2号
野菜、果実及びこれらの加工品

- 4 認定年月日

令和2年3月27日

ただし、この認定の効力は、令和2年6月21日から生ずるものとする。

◎新潟県告示第440号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和2年4月7日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15007	登録年月日	平成14年8月26日					
登録検査機関の名称	有限会社早川商店							
代表者氏名	代表取締役 早川 浩一							
主たる事務所の所在地	新潟県阿賀野市北園町5番24号							
登録の区分	品位等検査							
農産物の種類	国内産玄米							
農産物検査を行う区域	農 産 物 検 査 員							
	氏 名	住 所	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新潟県	早川 浩一	新潟県阿賀野市外城町1-4	玄米	K1514075				
	早川 浩右	新潟県阿賀野市外城町1-4	玄米	K152019038				
備考	略称『(有)早川商店』 令和2年4月7日 農産物検査員1名の新規登録。							

◎新潟県告示第441号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和2年4月7日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15010	登録年月日	平成15年6月20日	
登録検査機関の名称	協同組合米ネットワーク新潟			
代表者氏名	理事長 飯島 武好			
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市中央区上大川前通九番町1265番地			
登録の区分	品位等検査			
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産精米、国内産大麦、国内産小麦、国内産大豆			
農産物検査を行う区域	農産物検査員			
	氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
新潟県	山宮 周史	新潟県燕市分水大武4丁目1番3号	もみ、玄米	K1515085
	諸橋 勝榮	新潟県妙高市大字西野谷 626-1	もみ、玄米、精米、大麦、小麦、大豆	K1517135
	西 信一	新潟県長岡市高野町 2068	もみ、玄米	K1519069
	蕨山 傑	新潟県佐渡市千種乙 366	もみ、玄米	K1524075
	阿部 将弘	新潟県南魚沼市八竜新田 263	もみ、玄米	K1528052
	佐藤 慶子	新潟県見附市南本町3-11-29	もみ、玄米	K1529042
	川瀬 雄介	新潟県新登田市中田町2丁目17-11	もみ、玄米	K152019039
	高橋 則行	新潟県五泉市大川前2-26	もみ、玄米	K152019040
	武石 剛一	新潟県燕市下粟生津314-8	もみ、玄米	K152019041
	中條 董	新潟県長岡市今井1-22	もみ、玄米	K152019042
	櫻井 克彦	新潟県魚沼市池平139-5	もみ、玄米	K152019043
	新保 勇祐	新潟県小千谷市千谷甲2123乙	もみ、玄米	K152019044
	渡邊 真平	新潟県魚沼市吉水880	もみ、玄米	K152019045
	園村 雄一郎	新潟県新潟市北区川西3-12-1ヴェルデ川西203	玄米	K152014050
備考	略称『米ネットワーク新潟』 令和2年4月7日 農産物検査員6名の登録抹消、8名の新規登録。検査員合計102名。			

◎新潟県告示第442号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、次の加入区について同条第2項の規定による届出を審査した結果、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和2年4月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 加入区の名称 加茂湖加入区
- 2 区域 新潟県佐渡市 秋津、潟端、新穂潟上の区域

◎新潟県告示第443号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和2年4月7日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県十日町市真田甲447の17（次の図に示す部分に限る。）、甲447の21、甲447の55
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県南魚沼地域振興局農林振興部及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第444号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、五泉市の早出川土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和2年4月7日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 就 任
理事 五泉市町屋甲762番地 黒井 恵久夫

就任年月日 令和2年3月19日

◎新潟県告示第445号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新潟市の新潟北土地改良区の定款の変更を令和2年3月30日認可した。

令和2年4月7日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第446号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新潟市の白根郷土地改良区の定款及び定款付属書総代選挙規程の新設、定款付属書役員選挙規程の変更を令和2年3月27日認可した。

令和2年4月7日

新潟県新潟地域振興局長

◎新潟県告示第447号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、三条市の三条土地改良区の定款の変更を令和2年3月30日認可した。

令和2年4月7日

新潟県三条地域振興局長

◎新潟県告示第448号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、佐渡市の金井土地改良区の定款の変更を令和2年3月30日認可した。

令和2年4月7日

新潟県佐渡地域振興局長

◎新潟県告示第449号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

令和2年4月7日

新潟県上越地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
上越市 大潟あさひ土地改良区	大吐川	農業用排水施設整備(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金「基盤整備促進」)事業	令和2年2月5日

◎新潟県告示第450号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和2年4月7日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
吉田地区	区画整理・農業用排水施設整備(中山間地域総合整備)事業	十日町市	令和2年3月16日

◎新潟県告示第451号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和2年4月7日

新潟県知事 花角 英世

- 1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
新潟市	新潟市の地籍図及び地籍簿 秋葉区秋葉二丁目、田家、滝谷本町、滝谷町の各一部
燕市	燕市の地籍図及び地籍簿 吉田上町、吉田中町、吉田新田町、吉田松岡町の各一部
魚沼市	魚沼市の地籍図及び地籍簿 大石の一部
魚沼市	魚沼市の地籍図及び地籍簿 大石の一部
聖籠町	聖籠町の地籍図及び地籍簿 大字網代浜の一部

2 認証年月日

令和2年3月31日

◎新潟県告示第452号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年4月7日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松代高柳線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
柏崎市高柳町門出字トツラ平3031番1から	新	12.0～30.6メートル	481.8メートル
同市高柳町門出字大開2829番2まで	旧	8.2～18.0メートル	488.3メートル

◎新潟県告示第453号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年4月7日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 松代高柳線
- 2 供用開始の区間
柏崎市高柳町門出字トツラ平3031番1から同市高柳町門出字大開2829番2まで
- 3 供用開始の期日 令和2年4月7日

◎新潟県告示第454号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年4月7日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柳島信濃坂線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市牧区宇津俣字前坂234番1から	新	5.2～18.0メートル	62.0メートル
同市牧区宇津俣字宮ノクリ252番1まで	旧	4.7～12.8メートル	63.4メートル

◎新潟県告示第455号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年4月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路 線 名 県道 柳島信濃坂線
- 2 供用開始の区間
上越市牧区宇津俣字前坂234番1から同市牧区宇津俣字宮ノクリ252番1まで
- 3 供用開始の期日 令和2年4月7日

◎新潟県告示第456号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和2年4月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 施行者の名称
燕市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 (1) 種類 燕弥彦都市計画下水道事業
 (2) 名称 燕市公共下水道（西川処理区）
- 3 事業施行期間
平成7年7月7日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
 (1) 収用の部分
なし
 (2) 使用の部分
変更なし

◎新潟県告示第457号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

令和2年4月7日

新潟港港湾管理者 新潟県
 代表者 新潟県知事 花角 英世

- 1 埋立免許年月日
令和2年3月26日
- 2 出願人の名称及び住所
 出願人所在地 新潟市中央区新光町4番地1
 出願人名称 新潟県
 代表者住所 新潟市中央区新光町4番地1
 代表者氏名 新潟県知事 花角 英世

3 埋立区域

(1) 位置

新潟県新潟市中央区柳島町3丁目18番2、18番17の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち①の地点から③の地点までを順次に結んだ線、①の地点と③の地点を結ぶ平成31年春分の満潮位 (D. L. +0.39m) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 西防波堤燈台(北緯37度57分32秒、東経139度04分07秒:世界測地系)から195度20分40秒3, 053.35mの地点

②の地点 ①の地点から 155度04分00秒 11.92mの地点

③の地点 ②の地点から 195度40分29秒 100.55mの地点

(3) 面積

1,097.36㎡

4 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位置

新潟県新潟市中央区柳島町3丁目18番2、18番17の地内並びにこれらの土地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①'の地点と⑧'の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①'の地点 西防波堤燈台(北緯37度57分32秒、東経139度04分07秒:世界測地系)から193度16分05秒3,005.94mの地点

②'の地点 ①'の地点から 195度40分32秒 208.75mの地点

③'の地点 ②'の地点から 285度40分32秒 125.40mの地点

④'の地点 ③'の地点から 15度19分48秒 49.87mの地点

⑤'の地点 ④'の地点から 106度16分02秒 3.21mの地点

⑥'の地点 ⑤'の地点から 16度22分36秒 110.28mの地点

⑦'の地点 ⑥'の地点から 287度22分30秒 2.55mの地点

⑧'の地点 ⑦'の地点から 16度37分59秒 48.57mの地点

(3) 面積

25,687.41㎡

5 埋立地の用途

緑地

◎新潟県告示第458号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり新潟県立近代美術館の観覧料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年4月7日

新潟県知事 花角 英世

1 委託した事務

「ウィリアム・モリスと英国の壁紙展」前売観覧券販売等の観覧料の徴収に関する事務

2 前売観覧券販売期間

令和2年4月1日から令和2年4月3日まで

3 前売観覧券の販売場所及び委託を受けた者

販売場所	委託を受けた者
新潟市中央区万代島5番1号 万代島美術館内 ミュージアムショップBANBI	新潟市中央区幸西3丁目5番3号 新潟交通商事株式会社 代表取締役 高橋 徹
長岡市千秋3丁目278-14 近代美術館内 ミュージアムショップKINBI	
全国のセブンイレブン、ローソン、ミニストップ、 ファミリーマートの各店舗	新潟市中央区東万代町1-30 新潟第一生命ビルディング3階 株式会社JTB新潟支店 代表者 新潟支店長 渡辺 浩幸

4 委託期間

令和2年4月1日から令和2年4月15日まで

公 告

敬老事業に係る記念品発注業者の選定における提案書の提出について（公告）

敬老事業の記念品の発注業者を公募型プロポーザル方式により選定することとし、次のとおり希望する者の参加を招請する。

令和2年4月7日

新潟県知事 花 角 英 世

1 提案内容

敬老事業における記念品

詳細については、敬老事業に係る記念品のプロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるところによる。

2 参加者に求める資格

本件に参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

- (1) 新潟県内に主たる営業所（本社又は本店等）を置く者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 新潟県の県税の納入義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。
- (4) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

3 実施要領の交付等

実施要領は、本公告の日から新潟県福祉保健部高齢福祉保健課高齢化対策係で交付するほか、新潟県ホームページで公開する。

4 質疑書の提出

本件について疑義が生じた場合は、次に定めるところにより、質疑書を提出する。

- (1) 提出期限 令和2年4月24日（金）午後5時15分（必着）
- (2) 提出場所 新潟県福祉保健部高齢福祉保健課高齢化対策係
- (3) 提出方法 実施要領に定める方法による。

5 参加申込書及び提案書の提出

本件に参加しようとする者は、次に定めるところにより、参加申込書及び提案書を提出する。

- (1) 提出期限 令和2年5月8日（金）午後5時15分（必着）
- (2) 提出場所 4の(2)
- (3) 提出方法 実施要領に定める方法による。

6 提案書の審査

(1) 審査は、新潟県敬老事業記念品選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

ア 実施要領に適合しない参加申込書及び提案書を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、あるいは虚偽の記載をし、参加申込書及び提案書を提出した者

7 審査結果の通知

選定委員会が提出された参加申込書及び提案書に基づき審査し、最も優れた提案を行った者を決定する。

審査結果は全ての参加者に書面で通知する。

8 契約の締結

県は、最優秀提案者と本件発注業務について契約締結の交渉を行う。

ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

9 異議の申立て

提案者はプロポーザル実施後、実施要領等の内容の不知・不明を理由として、異議を申し立てることはできない。また、郵便事故等により申込書等が提出先に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

10 その他

- (1) 参加申込書及び提案書の作成、提出等に要する費用は提案者の負担とする。
- (2) 提案書の審査を行う際、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出書類で用いる言語は日本語、通貨は円とする。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県警察通信指令システムの借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和2年4月7日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

新潟県警察通信指令システムの借上げ

(2) 調達案件の仕様、契約期間、納入場所等

入札説明書及び仕様書による。

2 入札に関する必要事項を示す（入札説明書の配布を含む。）期間、場所及び問合せ先

(1) 期間

本公告の日から令和2年4月14日（火）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日（以下「休日」という。）を除く。）の各日の午前9時から午後5時まで

(2) 場所

新潟県警察本部警務部会計課契約調度係

なお、郵送による交付を希望する場合の送料は自己負担とする。

(3) 問合せ先

ア 契約手続に係るもの

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部会計課契約調度係

電話番号 025-285-0110 内線2235

イ 機器等の仕様に係るもの

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部地域部通信指令課企画運用係

電話番号 025-285-0110 内線3624

3 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 本調達案件又は他官公庁における同種の調達案件について、納入実績があることを証明した者であること。
- (4) 本調達案件納入後の保守体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と

社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 本件入札に係る入札説明書及び仕様書の交付を受けている者であること。

(7) 4に定めるところにより、競争入札参加申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けた者であること。

4 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加申請書等を提出し、新潟県知事の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加申請書等の提出

ア 提出期間

本公告の日から令和2年4月14日(火)まで(休日を除く。)の各日の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

2(3)アに同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送による場合は、アの期間内に必着させるとともに、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

エ 提出書類

入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

提出書類等に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定する。

本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和2年6月15日(月)午後1時30分以降に2(3)アへ問い合わせること。

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和2年6月18日(木)午後2時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部1階入札室

6 入札手続

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人(法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、2(3)アに定める場所を宛先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書きし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び5(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)を令和2年6月17日(水)の午後5時までに新潟県警察本部に配達し、文書收受の手続を受けること。

(2) 入札書の名義人

本人(代理人が入札書を入札執行時に持参する場合は、代理人)に限る。

(3) 入札書の記載方法

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の希望する落札価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。その他は、入札説明書による。

(4) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 無効入札

入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び競争入札参加申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

8 入札保証金

入札金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)以上の

金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

入札金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

(2) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(3) 競争入札参加申請書等の取扱い

ア 競争入札参加申請書等の作成及び提出に要する費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加申請書等は、申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加申請書等は、返還しない。

(4) その他

ア 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ この公告に定めるもののほか、本件の入札及び貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則及び日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products or services to be procured:

Leasing Communications Command System for Niigata Prefectural Police

(2) Date, time and place for the opening of bids and tenders:

Date: Thursday, June 18, 2020

Time: 2:00 p.m.

Place: Niigata Prefectural Police Headquarters Building

Contract Bidding Room

4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi

Niigata-ken, JAPAN 950-8553

(3) Contact Point for the notice:

Accounting Division

Police Administration Department

Niigata Prefectural Police Headquarters

4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi

Niigata-ken, JAPAN 950-8553

Phone: 025-285-0110 Ext.:2235

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、全自動免疫測定装置の貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年4月7日

新潟県立新発田病院長 塚田 芳久

1 入札に付する事項

(1) 品名及び数量

全自動免疫測定装置 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和2年5月31日(日)

(4) 納入場所

新潟県立新発田病院 臨床検査科

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法及び民事再生法による再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課

電話番号 0254-22-3121 内線2518

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和2年4月16日(木)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和2年4月21日(火)午前10時30分

新潟県立新発田病院 5階大会議室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

見積もる契約金額(機器一式の1ヶ月当たりの賃貸借料)に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額(機器一式の1ヶ月当たりの賃貸借料)に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立新発田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

正 誤

令和2年3月26日付け新潟県条例第14号（新潟県県税条例の一部を改正する条例）
89ページの「令和2年法律第 号」は、「令和2年法律第5号」の誤り。